

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び

規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則（平成五年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「安芸郡府中町、同郡海田町」を「安芸郡海田町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。